除染モデル実証事業における書類審査での評価

書類審査では、公募要領の各項目に対し、提案要求事項に対する基礎点および加点に基づき評価される。基礎点が設けられている項目は、受託にあたっての必修項目であり、基礎点が「不可」のものは、審査の対象外となる。

「公募要領 3-3」、「公募要領 4」および「全体」において、基礎点が設けられている項目は、「公募要領 3-3（関連業務の実績）」および「全体」の 2 項目が該当する。以下に、これら 2 項目についての基礎点の評価結果をまとめる。

公募要領 3-3（関連業務の実績）

・本事業と関連する業務実績の記載の有無により、基礎点の「可」「否」を判断

【評価結果】

・基礎点となる「業務の実績」についての記載が認められない提案があった。

全体

・本事業の実施目的、目標等についての具体的記述により、基礎点の「可」「否」を判断

【評価結果】

・「当機構の方針に合致しているか」という要求事項に対しては、提案者の得意とする技術に偏った唯一の除染技術についての実証を行う提案となっており、機構の「広範に有益な知見を活用し、効果的、効率的な除染方法を確立する」という方針に反している提案が認められた。
・また、「実施目的や制約条件等を理解しているか」という要求事項に対しては、放射線レベル、対象構造物毎に経済合理性のある除染方法を実施するという目的を理解していない提案が認められた。
・上述したような業務全体の要求事項（基礎点）を満たさない提案が 5 社あった。

以上、「公募要領 3-3（関連業務の実績）」および「全体」の 2 項目に対する基礎点の評価の結果、12 社の提案のうち、5 社については、審査の対象外と判断された。

以　上